

平成30年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成30年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

1 日 時 平成30年4月5日（木）午後3時開議

2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 議事日程の決定
- 4 議案第1号 教育長の兼業について
- 議案第2号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
- 議案第3号 市川市学校運営協議会委員の任命について
- 5 報告第1号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会事務局等組織規則及び市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第9号 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 1 議案第1号 | 教育長の兼業について |
| 議案第2号 | 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について |
| 議案第3号 | 市川市学校運営協議会委員の任命について |
| 2 報告第1号 | 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第2号 | 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について |
| 報告第3号 | 市川市教育委員会事務局等組織規則及び市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第4号 | 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第5号 | 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第6号 | 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第7号 | 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について |
| 報告第8号 | 市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 報告第9号 | 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について |
| 3 その他 | (1) 平成30年2月市議会定例会について |

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	平田 史郎
委員	平田 信江
委員	大高 究
委員	山元 幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
生涯学習部長	佐野 滋人
生涯学習部次長	松尾 順子
学校教育部長	井上 栄
学校教育部次長	小倉 貴志
教育総務課長	根本 泰雄
教育施設課長	湯本 明男
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	関上 亨
中央図書館長	富島 淳一
考古博物館長	杉山 元明
義務教育課長	吉野 和雅
学校安全安心対策担当室長	鈴木 孝弘
指導課長	川又 和也
就学支援課長	六郷 真紀子
保健体育課長	高井 伸明
学校地域連携推進課長	堀江 智
教育センター所長	早川 淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山村 雅彦
"	副主幹	須志原 みゆき
"	副主幹	西村 直
"	主 任	鈴木 庸代
"	主 任	大島 裕美
"	主 任	加澤 俊

○教育長

ただいまから、平成30年4月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、職務代理者及び職務代理者に事故があるとき又は欠けたときに教育長の職務を代理する者を新たに指名いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、五十嵐英美子氏を職務代理者に指名しております。しかし、五十嵐英美子氏が、任期満了に伴い、本年3月31日をもって退任されましたので、職務代理者として新たに平田史郎委員を指名いたします。また、職務代理者を代理する者として、新たに平田信江委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告9件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願ひいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第1号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第1号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩、教育長退席】

○平田史郎委員

それでは、議事を再開いたします。議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第1号「教育長の兼業について」をご説明いたします。それでは、議案の1ページをご覧ください。さらに2ページ目をお願いいたします。このたび、千葉大学大学院教育学研究科長から、本市教育委員会田中教育長を同大学教育学部非常勤講師に委嘱したい旨の依頼がございました。委嘱期間は、平成30年4月9日から平成31年3月31日で、手当額は1時間8,460円でございます。担当科目及び勤務態様といたしましては、「学校制度評価論」について集中講義を4日間、年間総時間数は30時間でございます。また、「ミドルリーダー養成特別演習」について、土曜日に7日間、年間総時間数は30時間でございます。依頼文に記載されております承諾日の期限が、平成30年3月28日となっておりますが、こちらにつきましては、4月定例教育委員

会にて議決をいただいた後に、ご回答させていただく旨、千葉大学にはご了承いただいております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

【教育長再入室】

○平田史郎委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。次に、議案第2号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第2号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議事日程の3ページをご覧ください。本案は、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校のうち、本規則別表に定めるものに学校運営協議会を置いておりますが、平成30年度に新たに7校・1園に協議会を置く学校等を加える必要があることから、提案をさせていただくものです。以上、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第3号「市川市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第3号「市川市学校運営協議会委員

の任命について」ご説明いたします。議事日程の6ページをご覧ください。事前に送付させていただきました資料との変更点につきましては、2点ございます。まず1点目は、議事日程の7ページをご覧下さい。任命候補者人数の変更がございます。まずは、国府台小学校です。委員候補者が1人減り、13人となりました。次に一番下の項目にございます新浜幼稚園です。委員候補者が1人増え、8人となりました。2点目につきましては、8ページ以降の「学校運営協議会委員名簿（案）」を、4月1日付人事異動により決定いたしました名簿に、本日、差替させていただきました。本案は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、「学校運営協議会」を設置するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。それでは、今回任命を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。議事日程の6ページをご覧ください。委員につきましては、規則の第5条の規定により、人数は15人以内で組織され、任期は2年以内です。内訳といたしましては、①対象学校に係る地域住民②対象学校に係る保護者③対象学校の運営に資する活動を行う者④学識経験を有する者⑤対象学校の校長⑥対象学校の教職員⑦その他教育委員会が適当と認める者から教育委員会が任命することとされております。そのため、校長・園長のご推薦をもとに、学校と事務局が協議を重ね、任命予定者をあげさせていただきました。各学校の任命予定者数は、議事日程の7ページのとおりです。各学校の任命予定者につきましては、議事日程の8ページから32ページにございます。任期は、先ほどのご審議いただきました「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部改正の公布・施行日の4月9日からとなります。なお、一部の学校におきましては、「第1号委員である対象学校に係る地域住民」及び「第2号委員である対象学校に係る保護者」を選定中でございます。理由としましては、自治会で開催されます総会や、各学校で開催されますPTA総会により決定され、その後、学校運営協議会の委員候補者となるためです。そのため、新たに委員候補者となる任命予定者の方々は、今後の定例教育委員会で提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、昨年度よりコミュニティ・スクールを導入しております福栄中学校につきましても、同様の理由から、すべての任命候補者を5月の定例教育委員会で提案させていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。各校の委員の名簿については、後ほどご覧いただくということでおろしいですね。それでは、質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。次に「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第6号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、公立幼稚園事務の市長部局への移管に伴うものため、一括して説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部改正に関する臨時代理の報告について」、及び、報告第6号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、関連が深い案件でございますので、併せて説明をさせていただきます。資料33ページをご覧ください。本件につきましては、全部改正後の規則に基づく事務を平成30年4月1日から市長部局にて行うため、4月1日前に規則を公布し、同日に施行させる必要がございました。つきましては、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、平成30年3月27日に教育長が臨時に代理させていただいたところでございますのでご報告させていただきます。それでは、改正の概要についてご説明いたします。資料34ページをお願いいたします。まず、改正の理由でございます。昨年11月、教育長と市長におきまして取り交わした合意書に基づき、公立幼稚園の管理運営に関する事務を平成30年4月1日から市長部局にて行うため、本規則にその旨を追加するものでございます。なお、幼稚園の事務につきましては、教育委員会の権限の一部の委任も行いますことから、規則の題名も変わり全部改正となりました。次に、主な改正内容です。資料35ページをご覧ください。第3条は、委任する事務でございます。幼稚園の教職員の採用試験の事務等、表にありますとおり、市長部局の職員に委任いたします。なお、重要な事項、異例な事項等は引き続き教育委員会の権限で行えるよう、これらは委任する事務から除く規定としております。資料36ページをご覧ください。第4条は、補助執行する事務でございます。こちらは、事務は市長部局で行いますが、権限は教育委員会に残る事務でございます。住民基本台帳カード関係事務の規定は以前からございましたので、これに、幼稚園の教職員の任免、分限及び懲戒の事務等を追加しております。そして、37ページをご覧ください。第5条は、補助執行する事務ではありますが、教育委員会に諮る必要がある事項を掲げておりまして、幼稚園に関する規定を追加しております。また、38ページの別表は、補助執行する事務についての専決事項の規定でございまして、「2 人事課に関する事項」以下を追加しております。続きまして、資料75ページをお願いいたします。報告第6号「市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ですが、

こちらにつきましては今ご説明いたしました規則改正にあわせた改正となります。資料77ページの新旧対照表をご覧ください。第22条におきまして、これまで幼稚園職員の休暇の承認などについては就学支援課長がおこなっていたものを、子ども施設運営課長が行うこととしたほか、所要の改正を行ったものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、報告第1号、報告第6号を終了いたします。次に、報告第2号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。資料39ページをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に委任することができない旨定められております。平成30年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が内示予定日の直前まで行われていたことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、平成30年3月22日に教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案40ページをご覧ください。平成30年4月1日課長職（7級）以上の異動表になります。教育委員会から異動した職員、教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則及び市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、教育委員会の組織改正に伴うものため一括して説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会事務局等組織規則及び市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第4号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を一括してご説明いたします。資料41ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び規程の一部改正につきましては、いずれも平成30年度の組織改正および公立幼稚園の事務移管に伴うもののほか、所要の改正を行ったものであり、4月1日前に公布し、同日

に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。はじめに、平成30年度の組織改正の主な内容でございます。資料44ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。組織の変更点といたしましては、学校適正規模・適正配置方針について一定の目途がたったことや、公立幼稚園のあり方を整理するなど所期の目的を概ね達成したことから、教育政策課を廃止いたしました。このことに伴い、これまで教育政策課で行っていた事業のうち今後も継続していく事務については教育委員会事務局の各課に事務移管されることとなり、移管先の各課で持っている事務分掌に含められるものは含め、新たに加えるものは加える形での改正を行いました。また、幼稚園の事務移管および公印規則の改正に伴い事務分掌の整理を行う改正をいたしました。この組織規則改正にあわせ、関係する規則及び規程の内容を整備する必要があったことから、議案46ページにございます市川市学校運営協議会の設置等に関する規則、そして議案47ページから50ページに記載のございます市川市事務決裁規程の一部改正をしたものでございます。いずれも平成30年4月1日を施行期日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、報告第3号、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第5号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。資料51ページをご覧ください。本報告に係る規則の一部改正につきましては、平成30年4月1日から施行されることから、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。はじめに、公印規則改正の理由でございます。本規則は、市川市公印規則、市川市議会公印規程等とは別に、市川市教育委員会の公印について必要な事項を定めているものでございます。今回、監査委員による定期監査において市長部局及び教育委員会の公印の管理についてそれぞれ指摘がございました。それを踏まえ公印の調製等の手続、公印を押印するときの手續、公印に係る帳簿等の見直しを行

うほか、所要の改正を行う必要がでてきたため、本規則の一部を改正するものでございます。改正の主な内容を説明いたします。資料71ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。1点目、統括管理者の設置でございます。これまで、教育委員会においては、公印の管理に関して統括する者を特段定めておりませんでしたが、より適切に公印を管理する体制を構築するために教育総務課長を統括管理者として新たに定めるものでございます。2点目、公印の使用区分の明確化でございます。より適切に公印を管理するため、公印を押印しようとする公文書の種類に応じて、どの公印を使用するものなのか明確にする必要がありますことから、公印の使用区分を定めるものでございます。3点目、公印の押印に係る手続の見直しでございます。公印を押印しようとするときは、当該公印を押印しようとする公文書に係る起案文書を管守者に提示することとなっておりますが、実際には管守者以外の者が当該起案文書の提示を受け、その内容を審査するようになりましたことから、当該手続に係る規定を見直すほか、所要の改正を行うものでございます。4点目、印影印刷文書等の管理に係る規定の見直しでございます。印影印刷した公文書及び電子公印の管理については、これまでも使用状況等を適切に管理するよう周知を図ってきたところでございますが、実際に印影印刷文書等を使用する所管部署によりその取扱いに差異が生じておりました。今回、当該取扱いの平準化を図るため、印影印刷文書等の管理に係る帳票の様式を定める等の措置を講ずるほか、所要の改正を行うものでございます。主な改正点は以上でございます。平成30年4月1日からこの規則を施行し、これらの取り扱いを開始することから、各経過措置をもうけております。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。より明確に決めたということですね。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第7号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。報告第7号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長、副校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議事日程、78ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならぬところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項の規定により、教

育長の臨時代理とさせていただきました。このことにより、平成29年度末及び平成30年度の校長・副校長・教頭の人事異動を同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、79ページと80ページをご覧いただきたいと思います。大変申し訳ございませんが、2点のご訂正をお願いいたします。まず、1点目ですが、79ページの上段になります。校長異動、1. 退職の14番目になります。定年退職されました水越英明校長です。妙典小学校の勤務年数が4年となっておりますが、2年にご訂正いただきたいと思います。2点目となりますが、80ページになります。教頭異動、1. 退職の6番目になります。市川市教育委員会の関原一久教頭ですが、塩浜学園の勤務年数が3年となっておりますが、1年にご訂正をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、報告第7号を終了いたします。次に、報告第8号「市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。報告第8号「市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。資料81ページをご覧ください。本報告に関する規則の一部改正につきましては、文部科学省が定める「幼稚園教育要領」が全部改正され、平成30年4月1日から施行されることから、4月1日以前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたことから、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。改正理由及び内容につきましては、82ページをご覧ください。「幼稚園教育要領」が全部改正されることに伴い、本規則で引用する同要領の告示番号を改める必要があるため、本規則の一部を改正するもので、施行日は「幼稚園教育要領」が施行される平成30年4月1日をこの規則の施行期日とするものでございます。新旧対照表は83ページのとおりです。報告は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、報告第8号を終了いたします。次に、報告第9号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○保健体育課長

はい、保健体育課長です。報告第9号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いた

します。議案の85ページをご覧ください。本報告に係る「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程」の一部改正につきましては、平成30年度の「市川市職員安全衛生管理規程」の改正に伴うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。一部改正の主な内容を説明いたします。議事日程86ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。平成30年度から幼稚園事務を教育委員会から市こども部に移管することに伴い、「市川市職員安全衛生管理規程」を改正し、安全衛生委員会を設置する事業場の区分が「学校及び幼稚園事業場」から「学校事業場」に改めることになりました。つきましては、「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程」の中で同規程を引用している条文を、「学校及び幼稚園事業場」から「学校事業場」に改めるものです。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「(1) 平成30年2月市議会定例会について」を説明してください。

○教育次長

はい、教育次長です。それでは、平成30年2月市議会定例会についてご報告申し上げます。別冊のその他(1)の資料をお手元にご用意ください。まず「1会期」ですが、2月議会は、2月26日から3月15日までの18日間開催されました。なお、毎年この2月議会では、市長による施政方針の演説と教育長による教育行政運営方針の演説が行われておりますが、今回は市長不在ということで、いずれも新市長就任後の議会に見送られこととなりました。次に「2 教育委員会所管の議案」ですが、2月議会では4件の議案がございました。まず、議案第73号「市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ですが、これは、休園としていた二俣幼稚園の廃止、幼稚園の定員の減員及び百合台幼稚園における知的障害特別学級の設置を行うための改正となります。本議案につきましては、全会一致で可決されました。続いて、議案第74号「平成29年度市川市一般会計補正予算(第5号)」ですが、教育費関係では、小・中学校校舎等改修工事費について入札減に伴う減額を行ったほか、支給額の増により不足が見込まれた保護児童生徒援助費について増額を行うなど予算額の補正を行ったものでございます。本補正予算案につきましては、全会一致で可決されております。続いて、議案第79号「平成30年度市川市一般会計予算」ですが、まず、教育費の予算額総額を申し上げますと、平成30年度は、134億2千7百万円で、前年度に比べ、15億3千7百万円の増となって

おります。増加率は12.9%で、市川市の一般会計予算に占める教育費の割合も、前年度の8.2%から9.3%に上昇しております。次に、教育費関係の主な歳出予算ですが、特に増額したもの申し込みますと、義務教育学校（塩浜学園）整備事業として約14億円（3ヵ年事業の初年度分）を新たに計上したほか、放課後保育クラブの増設に必要な経費として約6千7百万円増の約13億円などを計上しております。なお、平成30年度より、「第10款 教育費」のうち、「第5項 幼稚園費」の予算科目を「第3款 民生費」へ組み替えを行っております。本予算案につきましては、賛成多数で可決されております。最後に、議案第87号「教育委員会委員の任命について」ですが、本年3月31日をもって、五十嵐美子委員が辞職するため、その後任として、新たに、前市川市立第四中学校校長の山元幸恵氏を任命するものでございます。本議案は全会一致で可決されました。次に「3 教育委員会所管の主な質問項目」ですが、代表質問は7会派より、一般質問は3名の議員よりご質問がありました。今回も、資料に記載のとおり、学校の働き方改革をはじめ、新学習指導要領への対応、学校施設の老朽化など多岐にわたるご質問がございました。最後に「4 教育委員会所管の主な質問内容と答弁」につきまして、本日は、全国的な課題となっている2点の質問項目についてご報告申し上げます。まず、「学校における働き方改革について」ですが、現状と今後の取組などについてご質問がありました。答弁では、まず現状として、これまでに取り組んだ事柄を答弁し、続いて今後の取組ということで、下線部になりますが、『次年度は、夏季休業中における学校閉庁日を設定する予定』であること、また、『教員の事務業務のサポートができるよう「スクール・サポート・スタッフ」の業務拡張やICT等教育環境の整備等、積極的な取組を進めていく』旨答弁しております。続いて裏面をご覧ください。文部科学省の事業で、本市の福栄小学校が指定を受けている「学校業務改善アドバイザー派遣事業」についてご質問がありました。答弁では、まず一つ目の四角、『学校業務改善アドバイザー派遣事業は、文部科学省が研究指定校に業務改善に関わる専門家を派遣し』、その次の下線部、『取組についてのアドバイスや実践的な取組を紹介していただくもの』である旨、まず本事業の概要について答弁をし、その次の四角、具体的な取組の内容ということで、『本事業の指定を受けた福栄小学校では、パソコンからテレビモニターに連絡事項を流し、職員の打合せ回数を減らす工夫や、職員会議の提案資料をパソコンの校内共有フォルダで管理することで、資料の準備時間や会議時間の短縮を図るなど、様々な実践的・先駆的な取組が行われている』旨答弁しております。続いて、「一体型の放課後保育クラブと放課後子供教室について」ということで、はじめに、平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省の連名で示された「放課後子ども総合プラン」についてご質問がありました。答弁では、下線部のとおり、『国の「放課後子ども総合プラン」では、保育クラブ（厚生労働省所管）及び放課後子供教室（文部科学省所管）

を一体型で取り組むことを推奨している。一体型という考え方とは、同じ小学校の中で、この両事業を実施し、保育クラブの児童を含む全ての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること』である旨答弁しております。続いて、この「放課後子ども総合プラン」に関する他市の状況と本市の状況についてご質問がありました。答弁では、まず他市の状況ということで、様々な取組がある旨答弁した上で、下線部のとおり、『放課後子供教室の終了時間になると家に帰る児童も多いことから、それに伴い保育クラブの入所者は減少し、全ての希望者が保育クラブに入所できるようになったという事例』がある旨答弁しております。次に本市の状況ということで、下線部ですが、『本市では、放課後子供教室を「ビーイング」の事業として運営』していること、『保育クラブを利用する児童の中で、希望する子がビーイングに参加する形で運営』していること、『ビーイングを利用している児童の中には、保育クラブの入所を待っている児童もいる』旨答弁しております。最後に、「一体型の実施による保育クラブの待機児童の解消」ということで、特に要望の多い夏休みの対応についてご質問がありました。答弁では、まず一つ目の四角、『保育クラブと放課後子供教室は、それぞれ設置の目的は異なるが、「安全で安心な放課後の居場所」という点では共通』している旨、認識について答弁し、その次の四角、一方で課題ということで、『夏休みの間だけ専任の支援員を確保することは難しい状況』である旨答弁しております。しかしながら、一体型の成果も他市で確認されているところであります、次の四角ですが、『保育の必要な児童が放課後子供教室で過ごすことになれば、結果として保育クラブの待機を解消することにつながる』、そのため、『保育クラブの待機解消につながるような放課後子供教室を夏休みに実施することについては、課題を精査し、関係部署と協議』する旨答弁しております。議会報告は以上となります、ご質問等ございましたら、所管課長より回答いたします。なお、本日ご報告申し上げなかった質問項目も含めまして、ご確認等ございましたら、後日いつでも構いませんので、お問い合わせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。ただいま、市議会定例会のご報告をいただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、教育長をお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、平成30年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時46分閉会)